

## 関係者ヒアリング結果概要

- 1 日時  
令和3年4月9日（金）14時00分～15時00分
- 2 場所  
オンライン開催
- 3 対象者  
一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）  
代表理事会長 武部 勤 氏  
理事副会長 梅田 邦夫 氏  
専門アドバイザー 万城目 正雄 氏
- 4 対応者  
出入国在留管理庁 丸山出入国管理部長，君塚在留管理支援部長，近江政策課長 ほか
- 5 内容  
(NAGOMiについて)
  - アジアの安定と日本の持続的成長のためには，グローバル人材が共に活躍できる共生社会を構築していく必要があると考え，昨年10月に設立した。
  - NAGOMiの役割は，第一に，迎え入れる若者たちの立場に立って外国人材受入れ政策を確立し，「共存共栄のアジア新時代」を作っていくために一翼を担って貢献すること，第二に，悪質なブローカーや企業，監理団体等を排除すること。
  - 全国にグローバル人材共生ネットワークを作り，共に活躍できる日本型の多文化共生社会を作っていくために活動している。  
(人権侵害対策について)
  - NAGOMiとして不正行為禁止キャンペーンの実施を検討中であり，これについては政府との連携が必要と考えている。
  - 外国人技能実習機構の設立当時と比較して技能実習生の数は大幅に増加しているため，同機構が適正な検査と厳格な処分をできるよう，体制の強化をしていただきたい。また，特定技能制度においても，所属機関だけでなく，登録支援機関への検査が必要であり，そのためにも出入国在留管理庁の体制強化をしていただきたい。
  - 優良な監理団体に対しては受入れ人数を増やす等のインセンティブを与えることが重要。
  - 悪質企業等に対する刑事告発及びブラック企業の事前排除が必要。入管法

関連で書類送検された企業を公表することで、悪質な企業に対する抑止効果があるのではないか。

(失踪・不法滞在防止対策について)

- 過剰な借金を生む要因を排除するためにも、各国毎の手数料の内訳等について一覧を作成し、公表してはどうか。
- キックバックや過剰な接待を禁止するための対策を政府でも検討していただきたい。
- 在ベトナム日本大使館、JICA及びベトナム政府で協力して悪質なブローカーを利用することなく送出機関を選択できるプラットフォームを構築しようとしているため、日本政府としてサポートしてほしい。
- SNS上で失踪や犯罪につながる情報交換や勧誘が行われているため、取締りを強化してほしい。
- ベトナムやインドネシアのような一部の国は家族のつながりが非常に強いことから、技能実習生を受け入れる企業や監理団体がこれから訪日する技能実習生の家族と会って面談すれば、技能実習生の失踪等の抑止につながるのではないか。
- 地方自治体、監理団体、実習実施者にイニシアチブを取ってもらい、地域住民との交流の場を作ることが重要。

(偽造書類対策について)

- 技能実習制度における前職要件のために金を払って偽造書類を作っているケースが多い。前職要件は廃止した方がよいのではないか。
- 在留資格「留学」「技術・人文知識・国際業務」について、偽造書類対策として、在留資格審査に際し、主管官庁作成の卒業認定書、成績認定書の提出を義務化すべき。

(技能実習生等の意識・能力向上について)

- 技能実習制度において、コミュニケーション欠如が失踪など諸問題の主要因であり、日本語能力N5取得を外国人材への入国要件とすべき。また、技能実習生の研修について、日本語教育に加え、実習の目的、内容、文化・慣習、妊娠、失踪、不法滞在、犯罪予防等についても監理団体・実習実施者と連携し、十分な講習を実施すべきである。そして、技能実習生の入国後研修がずさんなところもあるので、講習実施者や内容を許可制にするなど、質の向上を図ってほしい。
- 技能実習期間中も日本語を勉強することが重要であるため、日本語学習の機会とインセンティブを提供することが重要である。

(日本語学校等について)

- 日本語学校の留学生には、健康診断、特に結核検診が義務化されていない。日本の公衆衛生のためにも早急に実施していただきたい。
- 日本語学校がコロナ禍での新しい問題についての対応をするに当たり、日本語教育の主管官庁が分からず、どこに相談すれば良いのかわからないという声を聞くため、主管を明らかにしてほしい。

(人権侵害対策等に関する対外発信について)

- 人権侵害に関連して行っている啓発活動等の取組について対外的にきちんと説明すべき。

(難民認定における法務省と外務省の連携について)

- 難民認定に当たって、その地域の最新の政治状況等をよく知っている外務省の地域局をぜひ活用いただきたい。

(コロナ禍で困窮する外国人への対応について)

- 緊急帰国便の増便が必要。
- コロナ禍を受けて雇止め等の困難に直面している技能実習生について、監理団体が保護し、事態の更なる悪化を食い止めている点を評価・サポートすべき。その上でマッチング支援の拡充等が必要。
- コロナ禍により解雇等され、実習の継続が困難になった実習生等の雇用維持のため特定産業分野における再就職支援が行われているが、技能実習生の中には、在留資格を「特定活動」に変更せず、「技能実習」のまま実習先を変更して働くことを希望する者も少なくないと聞くので、このようなマッチング支援も拡充していただきたい。
- 解雇され実習継続困難となった実習生等の現状把握、実態調査、継続的なモニタリングを行った上で必要な支援を検討することが、セーフティネットを拡充する上で必要である。
- 実習生に対する保護方策として、一時退避先を提供するという仕組みが技能実習法施行後から構築されているが、コロナ禍においてこの仕組みは非常に重要であり、更に拡充することが必要である。
- コロナを受けて、留学生や日本語学校が困窮していることから、支援の要否を検討してほしい。
- 先述のように、コロナ禍にあつて、技能実習制度においては監理団体が技能実習生を保護しているが、特定技能制度においてはそのような体制がないため、早急に整備すべき。実例として、「技能実習」から「特定技能」に在留資格の変更をするケースが増えてきているが、ウェブの面接だけで雇用条件を十分に把握せずに就職先を決め、その後トラブルが起きているという

こともあるようなので、留意いただきたい。

- 以上の施策はコロナに限らず、自然災害等の発生時においてもセーフティネットになりうるのでぜひ検討してほしい。また、コロナのワクチンについて、難民も接種対象としてほしい。

(日本語教育・日本語学習と共生社会の実現について)

- 技能実習生の日本語講習は、監理団体や監理団体が外部に委託して実施しているが、質や量が不十分である。また、地方都市や郊外にいる技能実習生は、日本語教育に頻繁にアクセスすることが困難であるという実情がある。このような者に対し、出張日本語教室の充実等、積極的な支援が必要。
- 来日目的によって外国人が求める日本語は異なる。日本語基礎テストに上位級を創設するなど、中長期在留する外国人のコミュニケーション能力を図る試験を用意してはどうか。
- 日本語教育機関や大学に対する実地調査や審査・処分を徹底するため体制強化が必要。また、これまでの調査・指導実績を公表すべき。
- 日系4世の受入れ制度における日本語能力要件を緩和すべき。
- ドラマ・アニメ・音楽等のコンテンツ輸出を強化し、外国人が日本語に触れる機会を増やしてはどうか。

(行政サービスと共生社会の実現について)

- 技能実習生が社会生活上のルール等に関する情報を分かりやすい形で迅速に入手できるよう、監理団体、実習実施者のもとより、生活指導員、技能実習指導員も活用すると効果的。
- これまで監理団体、実習実施者等が経験してきた外国人材の健康上のトラブルとその対応事例などをノウハウとして共有すると効果的。また、通訳が同行しないと外国人患者を受け付けない病院などもあるため、オンラインでの通訳対応や医療通訳者の配置を検討してほしい。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における防災・気象情報の周知・普及が特定の在留資格の外国人材を対象としているように読めるため、全ての外国人が対象となっていることを明確にすべき。
- コロナ禍を受けて解雇され、住居を失った技能実習生等について、公営住宅等へ入居できるような支援を検討すべき。
- 日系人等定住外国人が直面している高齢化問題について総合的対応策において現状認識・課題を明らかにし、施策の必要性を検討すべき。
- 各種行政サービスについて外国人が1か所で相談できるワンストップ相談センターを各地に設置すべき。また、自治体間において共生施策に関する先進的な取組を共有できる勉強会を定期的に設けるべき。
- 外国人就労制度の円滑化をサポートする「外国人材育成マネジャー」や地

域社会の国際交流機関で就労する「国際交流推進員」のような職種に対し、新たな在留資格の創設を検討いただきたい。

- 外国人を雇用する企業が関係法令のみならず言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生防止等のためのノウハウを共有できるよう「外国人雇用管理ハンドブック（仮称）を作成し、啓発活動を行ってはどうか。

以上